

答申 4 1 号

答 申

1 審査会の結論

平成 27 年 1 月 16 日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成 27 年 1 月 30 日付けで行った公文書部分開示決定のうち、「個人の氏名及び住所」は開示すべきである。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 27 年 1 月 16 日付けで「1. 津市久居桜が丘町の道路占有許可申請書（附属書類を含む）と許可証（指令建政第 1827 号）、自治会協議書の有無がわかる文書 2. 道路工事施行承認済証、道路法 24 条関係の申請書と附属書類 3. 道路法の道路占有許可の有無がわかる文書」について、本件開示請求を行った。

(2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「平成 27 年度 津市指令建政第 1827 号（占）道路工事施行承認書及び道路工事施行承認申請書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

(3) 実施機関は、平成 27 年 1 月 30 日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 開示しない部分

(ア) 個人の氏名及び電話番号、個人印の印影部分、個人の主張にかかわる部分、個人が特定され得る位置情報、車のナンバー等

(イ) 道路法の道路占有許可の有無がわかる文書

イ 開示しない理由

(ア) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）に該当するため

(イ) 道路占用許可申請はなされておらず、文書が不存在のため

(4) 異議申立人は、平成 27 年 3 月 4 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、本件処分を取り消す旨の異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

本件部分開示決定は開示しない理由がないにもかかわらずなしたもので違法である。

4 実施機関の不開示理由説明

特定した公文書のうち、個人の氏名及び住所、電話番号、個人印の印影部分、個人の財産、主張に関わる部分、個人が特定され得る位置情報、車のナンバーについては、条例第7条第2号に該当し、特定の個人が識別され、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため、当該部分を開示しなかった。

道路法の道路占有許可の有無がわかる文書については、道路占用許可申請はなされておらず、文書が不存在であった。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち開示しないとした「個人の氏名及び住所」の部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号の該当性について検討する。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、異議申立人が持参した資料を見聞した上で、口頭の意見陳述を聴した。

異議申立人によると、道路占用許可が認められ、道路工事を行う場合は工事期間中現場に、承認番号、氏名等を記載した道路工事施行承認済の看板を立てておき、工事の責任の所在を明らかにしておかなくてはならないとのことである。異議申立人は、本件に関わる工事において掲げられた看板の写真を持参し、当審査会において看板の中で住所、氏名が明らかにされていることを確認した。

異議申立人は、こうした看板で掲げられた情報は個人情報であっても公にすることが法令上あるいは慣習上明らかにされている情報であることから、個人情報であって秘匿される情報の例外に当たると理解しており、開示すべきであると主張する。

なお、異議申立人は、意見陳述の中で、異議申立の部分については、道路占用許可に関わる情報のうち、個人の氏名と住所の部分と特定している。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

一方、当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴いた。

実施機関によれば、本件公文書は道路法第24条に基づいた許可申請で、それを実施機関が承認したものに関する文書であるが、この申請者は一般の市民、個人からの申請であることから、個人の氏名や住所については、条例第7条第2号に該当する個人情報であると考えた。

この申請については承認後、工事期間中は看板を掲げなくてはならないものとして許可をしているが、承認はされたものの、工事に未着工であったり、途中で取りやめることも想定され、また、予定通り着工し完了した場合も、工事期間という一定期間のみの工事現場での掲示となり、場所、時間が限定されたものとなることから、公文書として開示してしまうことは個人の権利利益を害するおそれがある可能性があると考えられることから、不開示としたとのことである。

(3) 当審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関双方からの意見を踏まえ、異議申立人の持参した資料及び実施機関から提出のあった資料を再度見分した上で、本件処分の妥当性について検討を行った。

本件公文書は、実施機関の説明のように、道路法に基づいた許可申請に関するもので、実施機関は、そのうち、申請者の氏名、住所等個人に関する情報を個人情報として不開示としている。

異議申立人が異議として申立てた部分である「申請者の氏名、住所」については、確かに個人が申請し、申請に対する許可がされたもので、それらを形式的に見れば、個人の氏名、住所は、個人情報に該当するといえる。

しかし、それらの情報は、道路工事施行承認済と記載された看板によって知ることのできるものであり、その看板は、市道上で施行される工事内容を公衆に知らせるとともに、その責任の所在を明らかにするため、工事期間中工事現場に掲げなくてはならない、とされているものである。その情報には、工事場所や工事内容からして高い公共性が認められる。また、そこを通行する人ならば誰でもその看板を見ることができ、看板に記載された内容を知ることができる。

こうした看板自体は、工事期間中は設置されるものの、工事が完了した後は撤去されるのが通常である。しかし、看板に記載された情報は、たとえ工事完了の後であっても、登録簿が調製されたり、または登録簿が調製

されなくとも、工事申請書を含む工事計画概要書等として、閲覧や交付の対象となっていると思量される。道路法第24条に基づく本件許可申請については、特段の登録簿が調製されてはいないが、それは登録簿が調製されるような情報と性質上の違いがあるからではなく、本件のような工事が、一般的に工事規模も比較的小さく、工事期間も短く、市域内での工事件数も多いところから、一いちの登録をしない方式が選択されているからであろう。

そうすると、そのような登録簿の調製がされていないことや、工事場所や工事期間が限定されており、工事も完了しているからといって、工事に係る申請書類等を不開示にすべき理由は乏しいといえることができる。

したがって、本件公文書のうち、実施機関が開示しないとした、個人の氏名及び住所については、個人情報ではあるものの、条例第7条第2号のただし書きアに該当し、開示することが望ましい。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 4月 2日	諮問書の受付
平成27年 7月 9日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成27年 8月26日	諮問案件の審議
平成27年10月 5日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	早 川 正 祐
委 員	山 川 久仁子